第３章　目標と具体的取り組み

第１節　理念実現のための「目標」と４つのキーワード

理念を達成するために必要な「人財」「場」「仕組み」を、実現のための目標としました。各項目ごとに、策定委員会の中で協議した結果を「地域全体での目標」として掲げ、より具体的な活動まで示されているものを「具体的取り組み」として示しました。また、その目標の中でも、特に福祉の課題解決に資する支援を行う機関及びそこに所属する専門職に課せられるであろうものに関して、「関係機関の目標、取り組むこと」として、別枠で示しています。

また、これらの目標の推進には、「４つのキーワード」を住民一人ひとりが意識して日々の地域生活を送ることが大切です。

一人ひとりが意識する４つのキーワード「自分たちにできること」

①誰もが気軽に集える場づくり

②地域での支え合い

③地域活動を活性化させる

④地域と関係機関のパイプづくり

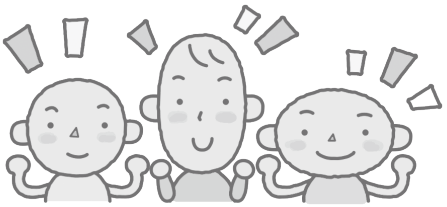

第２節　目標Ⅰ．必要な人財

◎具体的取り組み

①ボランティア活動（ちょボラ）、②たとえば『地域おたすけ隊』といったような活動、③まずは気軽に相談してみること、④多様性理解のための勉強会を開く・参加する、⑤各団体やグループの取り組み・活動についての周知、マップ等の作成、の５つに集約されました。

◎地域全体での目標

まずは、「互いに理解し合おうとする気持ち・行動」「行動・活動してみる勇気」「積極的に参加してみようとする意識」といった、住民一人ひとりの意識やそれに伴う行動面に関しての目標です。“誰か”に人まかせにするのではなく、「自分たちが地域の主役である」という意識を一人ひとりが持ち、ちょっとしたことからでも良いので、自分にできることをやってみよう、というのが、具体的取り組み①ボランティア活動（ちょボラ）へつながります。そうすることで、一人ひとりが本計画の目標のひとつである、「必要な人財」となります。

さらに、今、特に必要とされる人財像としては、「相談や悩み、話を聞いてくれる人」「『得意』を持った人、それを伝承できる人」「連携できる人」を挙げています。

そのほか、いち個人としてだけでなく、今すでに地域にある素晴らしい組織や団体に着目し、その人たちにいきいきと活躍してもらい、地域とつながってもらおうという目標を掲げました。

◎関係機関の目標・取り組み

関係機関としては、住民が一歩踏み出して行動（取り組み、活動、相談等）したことをキャッチできるよう、「地域まで出向く姿勢」「相談窓口の周知」等、「地域とつながる方法を増やす」ことを目標として挙げています。

また、福祉に関する理解を広げるために、「勉強会等を地域で実施する」ことも取り組みとして挙げられています。こうした取り組みには、関係機関に所属する人材である「専門職の活用」が効果的です。

さらに、所属する機関・施設内、または、機関同士で共通理解があってこそ地域全体が同じ方向を向いて進んでいくことができます。そのため、「福祉教育を推進するための共通理解を持つ」ことを目標として掲げています。

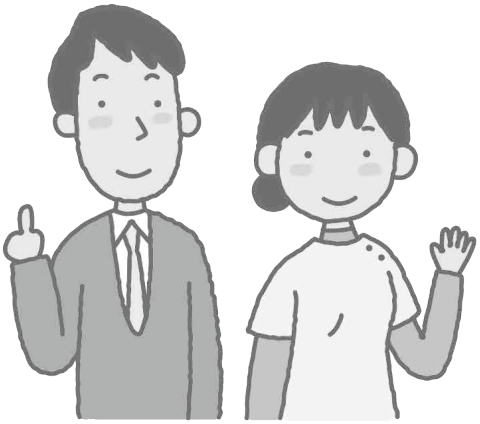

目標Ⅰ．必要な人財

地域全体での目標	具体的取り組み
◆互いに気にかけ合う気持ち	①ボランティア活動（ちょボラ）
◆行動・活動してみる勇気	
◆積極的に参加してみようとする意識	
◆顔の見える関係性づくり	
◆自分たちが地域の主役であるという意識	
◆「役」を持った人（区長さんや民生委員さん等）にまかせきりにしないという意識	②たとえば、『地域おたすけ隊』みたいな活動
◆関係機関まかせではなく、一人ひとりが意識して行動する	③まずは気軽に相談してみる
◆連携できる人材	
◆子ども・大人関係なく、ご近所でのつながりを大切にする意識	
◆相談や悩み、話を聞いてくれる人	
◆「得意」を持った人、それを伝承できる人	④多様性理解のための勉強会
◆互いに理解し合おうとする気持ち・行動	
◆今ある組織や団体の活躍	⑤各団体の取り組み・活動についての周知、マップ等の作成

関係機関の目標、取り組むこと
◇地域まで出向く姿勢
◇地域とつながる方法を増やす
◇相談窓口の周知
◇ SNS 等の積極的活用を検討する
◇専門職の活用
◇多様性理解のための勉強会等を地域で実施する＝福祉教育の推進
◇福祉教育を推進するための共通理解を持つ

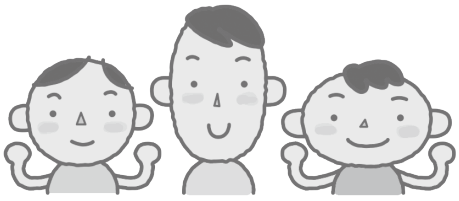

第３節　目標Ⅱ．必要な場

◎具体的取り組み

①公民館の活用、②福祉的に活用できる空き家・空き地・空き畑の活用および提供、③ HOT ステーションのような場所をつくる、の３つに集約されました。

◎地域全体の目標

今すでにある場所の活用を意識したものが多く挙がりました。たとえば、数年前から日本全国で課題となっている「空き家」問題に関して、鞍手町でも例外ではないことを委員の皆様も身をもって感じているようですが、それに加えて、独居になったことにより使わなくなった「空き部屋」、使われなくなった畑等の「空き地」等、生かせるスペースを活用したいというのが委員の総意です。しかしながら、多くの人が気軽に集い、使えるようにするためには、どうしても「無料または低額で使える」ことが重要になります。こうしたニーズがあることを認識し、活用できそうな場を探すことはもちろん、「場」を提供する・してもらえるよう一人ひとりがアンテナを張ることが必要です。

さらに、こうした場には、「気軽に使える」「自由に過ごせる」「幅広い年齢層が共有できる」「困ったときに相談にいける」「さまざまな情報を得られ、発信できる」といった機能が求められます。「あそこに行けば、誰かに会える」「困っていても、何か情報が得られる」といった心の拠り所のような場所が必要とされていることがわかりました。こうした場が、具体的取り組み③ HOT ステーションのような場所のイメージとなっています。

こうした「場」とは、先述したようなハード面（物理的な空間）としてのものも必要ですが、策定委員会の協議においては、住民が「地区や年齢にとらわれず楽しめるイベント」や「これからの地域を担う子どもたちに地区活動等を知ってもらう企画」といった、時間を共有する「場」の必要性も話し合われました。地区によっては、高齢化等により、これまで実施されてきた行事が減少しているところもある中で、こうした「場」の必要性が改めて認識されてきたという表れと考えられます。前頁の『目標Ⅰ．必要な人財』と合わせて、「場」の創造と一人ひとりの意識改革が必要です。

◎関係機関の目標・取り組み

関係機関としても、今ある資源を生かすという視点を大切にし、可能な限り「所有する施設等の空きスペースや所有する物品等を貸し出し等により提供」することで「『地域に開かれた施設・法人』を目指す」ことを目標とします。また、そのためには、住民が「気軽に行くことができる、相談することができるような雰囲気づくり」を心がける必要があります。

目標Ⅱ．必要な場

地域全体での目標	具体的取り組み
◆空き家・空き部屋・空き地等空きスペースの活用	①公民館の活用
◆無料や低額で気軽に使える場	②福祉的に活用できる空き家・空き地・空き畑の活用・提供
◆区にとらわれず集まれる場	
◆気軽に使える場	③ HOT ステーション的な場所をつくる
◆自由に過ごせる場所	
◆幅広い年齢層が共有できる場	
◆地区や年齢にとらわれない楽しめるイベント	
◆困ったときに相談に行けるところ	
◆情報が集まってくる、得られる場	
◆さまざまな情報が集まり、発信できる場	
◆特技・知識・特性等それぞれを生かして活躍できる場	
◆学ぶ場、学び舎	
◆子どもたちに見守りや支え合い等地域活動を知ってもらう場・企画	
◆体を動かせる場	

関係機関の目標、取り組むこと
◇所有施設等の空きスペース、所有物の貸出等による提供
◇「地域に開かれた施設・法人」を目指す
◇気軽に行ける、相談できるような雰囲気づくり
◇当事者が作ったものを販売できる場
◇当事者の労働も兼ねられるような場

第４節　目標Ⅲ．必要な仕組み

◎具体的取り組み

①「困ったとき」のフローチャートの作成、②紙媒体やSNS等、対象者や伝える内容によって適切に活用する、③たとえば、鞍手中学校のバス（等、利用していないときに必要なところが活用できる仕組みづくり）、④たとえば、子ども民生委員やボランティア講座等、⑤買い物支援や乗り合わせ等、⑥まずは挨拶から始める、顔を覚えてもらう、⑦回覧や広報を持って行ったときの声掛け、の７つに集約されました。

◎地域全体での目標

「困りごと等の相談を適切につなぐ仕組み」、「関係機関と一緒に課題について話し合う仕組み」といった、生活していく中での『困りごと』が相談でき、支え合うための仕組みづくりを目標として掲げます。しかし、これは裏を返せば、現状としてそういった仕組みが無い（もしくは、あってもわかりづらい）ことを表していると言えます。そのため、これを解決する方法として、具体的取り組み①「困ったとき」のフローチャート作成、に取り組みます。

次に、さまざまな「情報」に関して、必要としている人に届くよう、適切に周知・共有する仕組みを構築することを目標として掲げます。

また、「目標②必要な場」で挙げられた「空いたスペースを有効活用する」目標に関連して、「空き○○を無駄にせず、活用や共有できる仕組み」が挙げられました。空いたスペースや資源は、先述のように、地域の中の空き家から関係機関等の空き部屋、たとえば、使用時間外のバス等まで、多岐に渡ります。これらを活用するた

めには、こうした資源を「有効活用しよう！」という視点と合わせて、活用できるようにするための仕組みが必要です。合わせて、そうした活動によりできた場へ、だれもが「気軽に行ける仕組み」が必要との声もあがりました。これが具体的取り組み⑤買い物支援や乗り合わせ等、につながります。

　そのほか、「活動したい人が活躍できる土壌づくり」や、具体的取り組み④子ども民生委員やボランティア講座等実施によって、「子どもや若い世代に地域活動を知ってもらう仕組み」といった「目標①必要な人財」に関連する仕組みづくりも目標として挙げました。さらに、近年増加している自然災害に関連して、「災害時の支え合い体制づくり」が必要との声が挙がっています。しかし、緊急時に活きるのは普段からの行動や備えです。そのため、緊急時だけでなく、日常的な「支え合いの体制づくり」が大切だとして目標が設定されました。

◎関係機関の目標・取り組み

　上記のような、地域の目標・それに伴う取り組みや活動をバックアップする内容が挙げられています。また、それを推進できるよう、関係機関同士の関係性づくりや、各関係機関組織内での共通理解の仕組みづくりを目標とします。

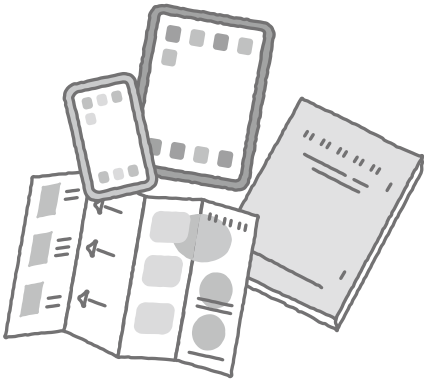

目標Ⅲ．必要な仕組み

地域全体での目標	具体的取り組み
◆困りごとを把握し支える仕組み	①『困ったとき』のフローチャート作成
◆困りごと等の相談を適切につなぐ仕組み	
◆関係機関と一緒に課題について話し合う仕組み	
◆相談・連携しやすい開かれたネットワーク	
◆情報共有の仕組み	②紙媒体やSNS等、対象者や伝える内容によって適切に活用する
◆情報を適切に周知する仕組み	
◆空き○○（場や資源等）を無駄にせず、活用や共有できる仕組み	③たとえば、鞍手中学校のバス等
◆活動したい人が活躍できる土壌づくり	
◆地域の「人財」を見つける・つながる仕組み	
◆地域活動や福祉活動の仲間づくりができる仕組み	
◆子どもから高齢者まで協働で支え合う仕組み	
◆子どもや若い世代に地域活動を知ってもらう仕組み	④たとえば、子ども民生委員活動やボランティア講座等
◆“つながる場”まで気軽に行ける仕組み	⑤買い物支援や乗り合わせ等
◆自治会の加入・未加入を問わない関わり合いの仕組み	⑥まずは挨拶から。顔を覚えてもらう ⑦回覧や広報を持って行ったときの声掛け
◆支え合いの体制づくり	
◆災害時の支え合い体制づくり	

関係機関の目標、取り組むこと
◇地域住民と協力・支え合う仕組み
◇地域に出向き、住民と一緒に課題を拾う・解決する・話し合いができる仕組み
◇現場と機関のトップが共通理解し、地域と連携できる仕組み
◇事業所間の関係性づくり（お互いの取り組み内容の共有、情報・課題の共有、相互連携）
◇労働提供できる仕組み
◇地域活動をバックアップする仕組み
◇専門性（専門的知識や技術等）を提供・還元できる仕組み
◇福祉について理解を推進する取り組みを行える仕組み（関係機関同士による勉強会等）
◇情報発信の仕組み

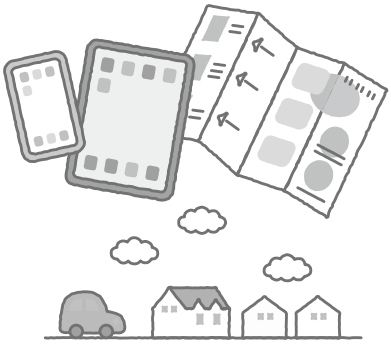

資料（しりょう）

用語集

子ども民生委員	地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める「民生委員」の仕事のうち、主に「見守り活動」を子どもたちに体験してもらう活動（鞍手町の西川小学校区の場合）。子どもたちが地域との交流を深めると同時に、自分たちも地域の一員であることを自覚すること、「できた！」をもとに、自己肯定感を高めることに併せて、民生委員の存在や仕事を広く知ってもらうこともねらっている。
重層的支援体制整備事業	現代の社会情勢の中で、福祉に関する課題は複雑化・複合化し、これまでの対象者別（児童、障害者、高齢者等）に発展・充実してきた福祉制度では対応が困難になってきた。そうした中で生まれた地域共生社会の概念に基づき、市町村が創意工夫をもって、分野を越えた包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる体制を整える仕組み。
地域おたすけ隊	地域において、すでに役職（例えば、区長や民生委員等）に就いている人に任せきりにするのではなく、一人ひとりが自分にできることを地域に還元するという意識のもと、動く人たちのイメージ。本計画の策定委員会の協議の中で生まれた言葉。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、各地域の実状に合った、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。市町村は、2025年に向け、3年ごとの策定が義務付けられている介護保険事業計画を通じて、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築をめざすこととされている。
ニーズ	①本人（家族、地域）が援助してほしいと望んでいるもの、②本人（家族、地域）が実際に生活上等で困っているもの、③専門職から見て援助が必要と思われるもの、の総体を指す。
福祉教育	福祉に関する学びを広げる取り組み。「教育」とつくが、学校等で児童・生徒等に対し行われるものだけでなく、広く関心・理解を促す目的があるため、対象者は「地域全体」。講師側になり得る福祉専門職や当事者もその実施の中で学び合うため、「共育＝ともにそだつ」の文字を用いて表現することもある。
HOT ステーション	「そこに行けば、“ほっと”安心できる場所」と「“HOT”な（＝新しい・様々な）情報が集まる・得られる場所」という意味を掛けた、地域に必要とされる「場」の造語。本計画の策定委員会の協議の中で生まれた言葉。
ワークショップ	元来、「工房」「作業場」等協働で仕事を行う「場」を表す言葉。研修手法としては、参加体験型グループ学習を意味する。近年では、研究や創作活動の手法として、あるいはまちづくり等のコミュニティ活動における問題解決や合意形成の場として活用されることも多い。

※策定委員会で出された意見の原文のままで記載しています。

ワークショップ「４つの窓」①鞍手町の良いところ

◇ **環境面**

- 自然豊か
- 閑静
- 風景が素敵
- 比較的災害が少ないと感じる
- 病院がある
- インターチェンジがあり、車だと便利
- 少しずつ町が（店などの増加）発展してきている

◇ **人とのつながり**

- 町内にお友達がたくさんいる
- 隣近所の関係性が強い
- 波風が立ちにくい
- 地域のサロンがある
- 障害がある方の集いの場がある
- セーフティネットの広がりがみられる
- 社協のサービスが使いやすい
- 役場と住民の関係が近いと感じる

◇ **町民の人柄**

- 人が温かい
- 人情が良い
- 協力的な人が多い
- 優しい人が多い
- 距離感が近く、親切な人が多い
- ひとあたりがやわらかい
- おおらかな人が多い
- 元気で、気持ちよく挨拶できる子どもが多い

◇ **町の特徴**

- 特産品・名産品が多い
- 文化財がたくさんある
- 太鼓の伝統がある

ワークショップ「4つの窓」 ②鞍手町に不足しているところ

◆交通の便

- 交通の便が悪い
- 交通手段が少ない
- 駅が遠い
- 駅にエレベーターがない
- バスの本数が少ない
- 車がないと不便

◆人とのつながり

- 生産年齢人口が減っている
- 若い世代の地域活動への関心が低いと感じる
- いろいろな会や団体の人数が減っている
- 各地域にリーダー的存在が不足している
- 田舎故の閉鎖感
- マイノリティへの理解の低さ

◆「場」に関すること

- 文化施設が少ない（図書館、自学室等）
- 公園が少ない
- 子どもが遊べる場所がない
- アパートや公共住宅が少ない（若い世代が住めない）
- 公共施設・設備の老朽化
- 一般の商店が少なくなった
- 気軽にお茶できる場所がない
- 気軽に集まれる場所がない

◆町の環境・防犯

- 町中草が生え放題で危ない
- 歩道をはじめとした道路の整備がされていない（草も含む）
- 町中のいたるところにポイ捨てがみられる
- 不審者がいる
- 川が汚れている
- 町の中心部ばかり発展している
- 水害に弱い

◆各種支援について

- 障害児者への支援意識が低く感じる
- 障害のある人の雇用の場が非常に少ない
- 子育て・障害児支援における金銭面以外のサポートの少なさ
- 子どもに関する支援の不足（子どもや若年層人口減少につながっている？）
- 高齢者支援の不足（高齢者自身へ「頑張って」だけではしんどい）
- 支援ネットワークシステムの不備
- 教育条件の格差が広がっている
- 「守り」の姿勢の行政
- 「良い環境」を生かす施策がない
- さまざまな情報が収集しづらい

◎第２期地域福祉活動計画策定委員会の経過

令和２年７月 29 日	第１回策定委員会　策定委員会の立ち上げ
令和２年９月１日	第２回策定委員会　ワークショップ「４つの窓」
令和２年 10 月８日	第３回策定委員会　取り組み等についてのグループワーク
令和２年 11 月 30 日	第４回策定委員会　ワークショップを受けての会議
令和４年８月８日	第２期鞍手町地域福祉活動計画（案）送付・意見集約
令和４年９月 13 日	第５回策定委員会　答申

第２期鞍手町地域福祉活動計画策定・評価委員会名簿

	選出団体	名前
1	区長会	添田賢則
2	老人クラブ連合会	坂下健児
3	ふれあいいきいきサロン	井上正日出
4	住民代表	西山堅
5	住民代表	郡司島裕二
6	くらて健康隊	原鈴子
7	民生委員児童委員協議会	長田康人
8	民生委員児童委員協議会（主任児童委員）	筒井紀世美
9	子育て団体	坂本仁美
10	子育て支援・障がい児支援活動グループ（Support Seed くらて）	水摩なつみ
11	直鞍地区障がい者基幹相談支援センターかのん	丹下優子
12	当事者団体（高次脳機能障がい者の会エール）	神谷惠子
13	鞍手町ボランティア連絡協議会	橋本棟弘
14	社会福祉法人連携会議　代表者会議（やすらぎ園）	小西史展
15	社会福祉法人連携会議　実務者会議（鞍手乳児院）	中村誠
16	社会福祉法人連携会議　実務者会議（鞍手ゆたか福祉会）	岩見景子
17	鞍手町役場福祉人権課	芝野英和
18	鞍手町教育委員会	古田康弘
19	学識経験	池本賢一

鞍手町社会福祉協議会
事　務　局　長　　古野巧
策定事務局　担当　　内山直美
大山晃央

鞍手町地域福祉活動計画策定・評価委員会設置要綱

（目的）

第１条　この委員会は、「地域住民や社会福祉を目的とする事業を行う組織、社会福祉に関する活動を行う者等が相互に協力し、地域の福祉課題の解決推進と、必要な社会資源の活用及び開発を組織的・計画的に取り組む」ために、地域福祉活動計画（以下、「活動計画」）を策定し、及びその後の推進状況を評価することを目的として設置する。

２　この委員会は、鞍手町社会福祉協議会（以下、「本会」）が設置し、事務局を担う。

（名称）

第２条　この委員会は、鞍手町地域福祉活動計画策定・評価委員会（以下、「委員会」）と称する。

（任務）

第３条　委員会は、本会会長より諮問を受け、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）活動計画の策定に必要な調査研究に関すること

（２）活動計画の策定に関すること

（３）活動計画策定後の推進状況に関する定期的な評価・点検

（４）その他活動計画の策定及び推進に関し必要な事項

（組織）

第４条　委員会は、20 名以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

（１）自治組織代表

（２）民生委員児童委員代表

（３）主任児童委員代表

（４）老人クラブ代表

（５）くらて健康隊代表

（６）いきいきサロン代表

（７）子育て団体代表

（８）当事者団体代表

（９）ボランティア連絡協議会代表

（10）住民代表

（11）町内社会福祉法人代表

（12）障害者基幹相談支援センター代表
（13）学識経験者
（14）教育関係代表
（15）関係行政担当課代表
（16）その他会長が必要と認める者

２　委員会に、委員長１名及び副委員長２名を置き、委員の互選によりこれを定める。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

（関係者の出席）

第６条　委員長は、必要に応じて、関係者の出席を要請し、説明及び意見を聞くことができる。

（任期）

第７条　委員の任期は、委嘱の日から５年間とし、再任を妨げない。ただし、関係機関の役職等をもって任命された者にあっては、その職にある任期までとし、後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（鞍手町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止）

２　鞍手町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成 27 年要綱第１号）は廃止する。

第２期鞍手町地域福祉活動計画

事務局：社会福祉法人　鞍手町社会福祉協議会

〒 807-1305　福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 414-1

TEL：0949-42-7800　FAX：0949-42-7808

E-mail：kurate@kurate-shakyo.or.jp

HP：http://www.kurate-shakyo.jp

この計画書は、赤い羽根共同募金の配分金により作成されています。